

加入者からの質問

Q1 全国卸商業団地企業年金基金はどのような制度ですか。

A

あらかじめ給付額が定められている確定給付企業年金で、全国の卸商業団地で働く方々を主な対象としています。事業主が掛金を負担し、従業員が退職もしくは65歳になった時に、給付金を支払います。給付金は、従業員の基準となる給与額や加入者期間に基づいて計算され、一時金もしくは年金として支払われます。

Q2 掛金の加入者(従業員)負担はありますか。

A

全額事業主負担ですので、加入者の負担はありません。

Q3 前職の企業年金の資産を移換したい場合はどのような手続きが必要ですか。

A

他制度から当基金に年金資産を移換することはできません。前職の企業年金の資産を移換したい場合は、企業年金連合会の「通算企業年金」を活用ください。

Q4 住所や氏名が変わったときは、どのような手続きが必要ですか。

A

加入者本人の手続きは必要ありません。
事業所から『加入者変更通知書』を提出いただきます。(氏名変更の場合のみ)

Q5 基金から給付金をもらえると聞きました。いつ支給されますか。

A

退職または65歳になり、加入者の資格を喪失したときに支払います。事業所から提出された『加入者資格喪失通知書』を基に、「給付金の請求書」を直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出ください。書類に不備がなければ、書類受理後、約3～4週間で指定の口座に振込みます。

Q6 年金の見込み額を教えてください。

A

年金の見込み額などの給付金額の照会は、随時承っておりますのでご連絡ください。なお、回答は郵送となります。

Q7 65歳以降も基金に加入することはできますか。

A

事業主の同意があれば、最長70歳になるまで加入できます。
65歳以降も加入する場合は、再加入となりますので、改めて事業所から加入の手続きをしていただきます。

Q8

65歳になり、給付案内が届きました。年金で受け取る場合、税金はどうなりますか。

A

国の年金と同様、雑所得として課税されます。

毎年1月中旬に、前年分の「公的年金等の源泉徴収票」を委託先金融機関から発送しますので、「確定申告不要制度の対象者（公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で公的年金等以外の所得が20万円以下の場合）」以外の方や医療費控除などの還付を受ける方は、確定申告をしてください。

なお、基金から支給する年金は、「扶養親族等申告書」の提出対象外のため、年金支払時に支給額の7.6575%相当額（基準所得税＋復興特別所得税）を源泉徴収しています。本来の税額より多く源泉徴収されている場合は、確定申告または修正申告により、還付が受けられます。

Q9

65歳になり、給付案内が届きました。一時金で受け取る場合、税金はどうなりますか。

A

在職中に一時金を受け取る場合は一時所得、退職後に一時金を受け取る場合は退職所得になります。

・一時所得（総合課税）

一時金額から特別控除50万円を控除したあとの金額に2分の1を掛けた金額が課税所得になります。給与所得者で、給与、退職所得以外の所得が一時所得だけの場合、一時所得の課税所得が20万円以下であれば確定申告は不要です。

・退職所得（分離課税）

他から退職金を受けている場合は、その退職金と合わせ、退職所得控除額（勤続年数1年につき40万円、20年を超える期間は1年につき70万円）の範囲内であれば、課税されませんが、退職所得控除額を超える場合は、超えた額の1/2が課税所得になります。

なお、支払者が源泉徴収するので、本人の申告は原則不要です。

※65歳の在職中に一時金を受け取らず、支給を繰下げ、退職後に一時金を受ける場合は、退職所得となります。ただし、繰下げができる年齢は、最長70歳までです。

Q10

iDeCo に加入していますが、国民年金基金連合会から、「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届きました。どうすればよいですか。

A

iDeCoの登録情報と企業年金の登録情報が相違していますので、先ず登録されたiDeCoの情報を確認ください。iDeCoの情報に誤りがある場合は、口座を開設している金融機関宛に訂正の手続きしてください。また、iDeCoの登録情報に誤りがない場合は、当基金の登録情報が誤っておりますので、会社の担当者の方へご相談ください。会社から訂正の手続きを行います。

Q11

過去に厚生年金基金掛金として給与から控除されていた掛金はどうなっていますか。

A

平成28年3月に全国卸商業団地厚生年金基金を解散した際、全額を国（日本年金機構）に返還しています。厚生年金の支給開始年齢になりましたら、国から年金が支給されます。